

J A F 公認クローズド格式 No. 2 0 0 8 - 2 3 0 6
新城市 D O S (Do Outdoor Sports) 地域再生プラン認定事業

新城フレッシュマンラリー 2 0 0 8

(入門者向)

併催
J A F 公認地方格式
新城ジュニアラリー 2 0 0 8
(初中級者向)

特別規則書

Supplementary Regulations

主催
J A F 加盟クラブ：モンテカルロ・オート・スポーツ・クラブ

協力
J M R C 中部ラリー専門部会
愛知県新城市教育委員会スポーツ課

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定、JMRC中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

新城フレッシュマンラリー2008

第2条 競技会の種目

ラリー競技開催規定の付則「第1種アベレージラリー開催規定」に従ったタイムラリー

第3条 競技格式

JAF公認クロード格式 公認番号：2008-2306

第4条 開催日程

2008年06月01日（日）

第5条 開催地および競技距離

愛知県新城市内 約100km

第6条 競技内容

- (1) 競技方法：第1種アベレージラリー
- (2) 指示速度走行区間（目標タイムを指示したタイム走行を含む）：有
- (3) スペシャルステージ：無
- (4) 総走行距離：約100km

第7条 オーガナイザー名及び住所

名称：モンテカルロ・オート・スポーツ・クラブ（JAF加盟クラブNo.23011）

所在地：〒480-1112 愛知県愛知郡長久手町砂子718 株式会社ラック内

TEL：0561-63-0101

FAX：0561-63-3535

E-Mail：masc_bc@nifty.com

URL：<http://homepage3.nifty.com/masc/>

第8条 大会役員

8.1. 名誉大会役員

大会会長：穂積 亮次（新城市長）

8.2. 組織委員会

組織委員長：勝田 照夫（MASC会長）

組織委員：米谷 展生（JMRC中部ラリー専門部会長）

組織委員：澤田 耕一（JMRC中部ラリー専門部会副部会長）

組織委員：船木 一祥（JMRC中部ラリー専門部会事務局長）

組織委員：増井 伸裕（JMRC中部ラリー専門部会愛知支部）

組織委員：鳥居 昭夫（JMRC中部ラリー専門部会福井支部）

組織委員：大弥 保憲（JMRC中部ラリー専門部会石川支部）

組織委員：野村 長（JMRC中部ラリー専門部会富山支部）

組織委員：山田 政樹（JMRC中部ラリー専門部会三重支部）

8.3. 競技会審査委員会

審査委員長：井上裕紀子（JMRC中部ラリー専門部会愛知支部）

審査委員：柳原 勝巳（JMRC中部ラリー専門部会岐阜支部）

第9条 競技会役員

競 技 長：米谷 展生（MASC）
副 競 技 長：長坂 眞澄（MASC）、香川 秀樹（MASC）
コース委員長：澤田 耕一（SHIROKIYA）
副コース委員長：大倉 聡（MASC）、田中 潤（MASC）
計時委員長：鳥居 昭夫（Duckbill）
副計時委員長：村田 正成（MASC）、神山佐知子（MASC）
技術委員長：増井 伸裕（RTN）
副技術委員長：船木 淳史（MASC）
救急委員長：大弥 保憲（MRT - 金沢）JMRC中部認定救急安全委員
救 急 委 員：足立さやか（MASC）JMRC中部認定救急安全委員
医 師 団 長：北村 伸二（MASC）整形外科医
事 務 局 長：船木 一祥（MASC）
事 務 局 員：沼口 和己（MASC）、橋本 洋子（MASC）

第10条 参加車両

2008年JMRC中部ラリー共通規則第10条（2）および（3）による。
但し、6点式以上のロールケージを装着していることが望ましい。

第11条 クルーの装備品

- （1）安全ベルト、ヘルメット、グローブは必ず着用すること。ヘルメットは、2008年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものが望ましい。但しナビゲーターについてはグローブの着用を免除する。
- （2）競技中は最低限、長袖長ズボンを着用すること。
- （3）4点式以上の安全ベルトを装着することが望ましい。

第12条 参加資格

本競技会に参加できる競技者は、当該車両を運転するに有効な運転免許証を取得している者とする。但し20才未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。

第13条 クラス区分

クラス区分無し。

第14条 参加台数

併催の「新城ジュニアラリー2008」の参加者を含め、合計で30台に制限する。なお、併催の「新城ジュニアラリー2008」と併せて60台を超える場合、さらに制限をする場合がある。

第15条 参加料

競技車両：¥20,000.（1台につき）
サービス員：¥4,000.（1名につき）
サービス車両：¥1,000.（1台につき）

参加料に含まれるもの

競技車両

- ・競技終了後のクルー2名のBBQ費用（飲料を除く）
- ・リザルト1部

サービス員

- ・競技終了後のサービス員1名のBBQ費用(飲料を除く)
(BBQに参加しないサービス員は登録不要)

サービス車両

- ・サービス車両登録証1枚
(サービス車両は競技車両1台につき1台までとする)

第16条 保険の加入

参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険(または共済もしくはそれに準ずる制度)に加入すること。なお、対物保険にも加入することを推奨する。

第17条 受付期間

2008年04月22日(火)~05月20日(火)必着

第18条 参加申込先及び問い合わせ先

参加申込先：〒480-1112 愛知県愛知郡長久手町砂子718
株式会社ラック内 MASC事務局 宛

問い合わせ先：090-2948-3928(担当:米谷)

F A X : 0561-63-3535

E-MAIL : masc_bc@nifty.com

追加情報 : <http://homepage3.nifty.com/masc/>

第19条 タイムスケジュール

(1) 参加受付・サービス受付

日時：2008年06月01日(日) 06:00~07:00

場所：新城市サイクリングターミナル

(2) 公式車検

日時：2008年06月01日(日) 06:30~07:20

場所：新城市サイクリングターミナル 駐車場

(3) 初心者講習会

日時：2008年06月01日(日) 07:30~08:15

場所：新城市サイクリングターミナル 研修室

(4) 第1回審査委員会

日時：2008年06月01日(日) 08:15~08:30

場所：新城市サイクリングターミナル ラリーHQ

(5) ドライバースブリーフィング

日時：2008年06月01日(日) 08:30~08:45

場所：新城市サイクリングターミナル 研修室

(6) ラリースタート

日時：2008年06月01日(日) 09:01

場所：新城市サイクリングターミナル 駐車場

但し、併催の「新城ジュニアラリー2008」の全車スタート後にスタートするものとし、各参加車両のスタート時刻はスターティングリストで指示する。

(7) ラリーフィニッシュ

日時：2008年06月01日(日) 13:40頃(予定)

場所：新城市サイクリングターミナル 駐車場

- (8) バーベキュー大会
日時：2008年06月01日(日) 14:30(予定)
場所：新城市サイクリングターミナル内
- (9) 暫定結果発表
日時：2008年06月01日(日) 15:00(予定)
場所：新城市サイクリングターミナル ラリーHQ
- (10) 再車検
日時：2008年06月01日(日) 15:00～(予定)
場所：新城市サイクリングターミナル内
- (11) 表彰式
日時：2008年06月01日(日) 15:30～(予定)
場所：新城市サイクリングターミナル内

第20条 賞典

1～3位JAFメダル、副賞

但し、参加台数の30%を超えない範囲で賞典を制限する。

第21条 参加申込

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第22条 参加受理

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第23条 ゼッケン

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第24条 受付

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第25条 公式車両検査

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第26条 コース

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第27条 スタート

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第28条 チェックポイント(CP)

- (1) CPは原則としてコース進行方向の左側に設置し、CP看板及び白線にて明示する。
- (2) CPに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
- (3) 別途指示がある場合を除き、CPより確認しうる地点にて時間調整と見なされる故意の減速、停止を行ってはならない。
- (4) CPでは役員の指示に従い、CPライン通過後計時車付近で停止し、CPカードを受け取るものとする。
- (5) CPに関する一切の申し立ては、そのCPの役員に速やかになされなければならない。また、それに要した時間は、各自取り戻すものとする。
- (6) CP及びフィニッシュは、原則として先頭スタート車の標準通過時刻の15分前に開設し、最終スタート車の標準通過時刻に30分を加えた時間で閉鎖する。但し、状況に応じて閉鎖時刻を繰り上げることがある。

- (7) CP付近より確認できる違反行為、ルール無視、故意の時間調整、右側下車等を行った場合、CPチーフの連絡により競技長経由で競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す権限を有する。

第29条 パスコントロールポイント(PC)

本競技会では、パスコントロールポイントを設定しない。

第30条 計時

- (1) 計時は、NHKの時報を基準にした役員の時計を用いる。
- (2) 計時は、原則として計測ラインを前輪が通過した時とする。
- (3) CPにおける計時は、分未満を切捨とし分単位で計時する。
但し秒計時CPにおける計時は、秒未満を切捨とし秒単位で計時する。
- (4) CPからのスタート時刻は、CPカードに記載された時、分とする。但し、秒計時CPからのスタート時刻は、CPカードに記載された時、分、秒の次分00秒とする。
- (5) コース上にて再スタートCPを設ける場合がある。この場合のスタート時刻は、00秒とする。また、各再スタートCPまでは速やかに移動し、各再スタート時刻を故意に遅らせてはならない。コース役員が故意に遅らせたと判断した場合、CPチーフの連絡により競技長経由で競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す権限を有する。
- (6) 不可抗力により競技を中断した場合の再スタート地点では、役員の任意の合図により計時した時、分、秒をその地点のスタート時刻とし、これによる不利益についての抗議は、一切受け付けない。
- (7) サービス地点入口のCPおよびFCPは早着減点をとらない。

第31条 減点

- (1) 各区間において実走行所要時間と基準時間との差について、1分につき10点とし、算出された各区間の減点を加算し減点合計とする。
- (2) 別途指示される再スタートCPから秒計時CPまでの区間は、実走行所要時間と基準時間との差について、1秒につき1点とする。

第32条 採点

- (1) 別途指示ある場合を除き、競技参加者は各ステージ終了後指定の時間内にチェックカード等を貼付し、かつ必要事項を記入した上で採点シートを受付に提出しなければならない。
- (2) 採点シートの提出が指定時間を過ぎた場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
- (3) 各自採点した減点に誤りがあった場合、正しい減点に訂正した後、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。

第33条 参加者の遵守事項

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第34条 サービス

- (1) 整備作業の監督を担当する競技役員 ... 技術委員長：増井 伸裕
- (2) 整備作業は、サービスパークでのみ行うことができる。但し、外部からの援助を受けることなくクルー自らが車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない。
- (3) サービスパークには、競技車両の他には登録されたサービスカー以外は入場出来

ない。

- (4) 競技会技術委員長の許可が必要な整備作業を行う場合、所定の整備申告書に記入し、技術委員長の許可を得ること。また、作業後には整備申告書を必ず技術委員長まで提出すること。
- (5) 整備作業を行うことができる者は、当該車輛の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員（登録されたサービスクルー）とする。
- (6) 整備作業実施後は必ず競技会技術委員の確認を受けること。
- (7) 整備作業を行うときは、必ずシートを敷いて行い、サービスパークの美化に努めること。

第35条 ペナルティ

付表1に示す。

第36条 失格規定

第35条の表に記された規則違反による失格以外に、以下の事項が競技長に確認された場合は競技会審査委員会の決定により失格となる。

- (1) 競技中にシートベルト、ヘルメット、グローブ、レーシングスーツ（指示された区間）を着用しなかった場合。
- (2) 競技中に交通違反をし、警察官の取り調べを受けたとき。
- (3) 加害者、被害者を問わず、競技中に交通事故を起こしたとき。
- (4) 競技中車両内にラジオ、携帯電話を除く無線機の持込を行ったとき。
- (5) 他の競技車を故意に妨害したとき（妨害された競技者の申告により競技長がそれを認めたとき）
- (6) サービスパーク以外で車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第3者が競技車両を押して移動させた場合（安全上やむを得ない場合を除く）。
- (7) 競技会役員の指示に従わなかったとき。
- (8) 走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合。
- (9) 参加申込書、その他の書類に偽りの記載をし、その後発覚したとき。

第37条 ペナルティの例外

自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助の為、減点又はペナルティが科せられた時は当該事情を考慮し、これを軽減又は免除する場合がある。但し競技長が事実を認め競技会審査委員会が必要と判断した時に限る。

尚、この申告は速やかに行なわれなければならない。

第38条 抗議

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第39条 損害の保証

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第40条 競技会の中止又は延期

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第41条 競技会の成立

2008年JMRC中部ラリー共通規則による。

第42条 成績

成績は合計減点+ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。

- (1) ペナルティが少ない方
- (2) 減点 0 区間の多い方
- (3) 競技会審査委員会の判断

第 4 3 条 付則

- (1) 本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
- (2) 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則ならびに J M R C 中部統一規則に従って開催される。
- (3) 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (4) 初心者講習会の受講希望者は、事前に参加受付及び公式車検を終えておくこと。

2 0 0 8 年 0 4 月 2 1 日
新城フレッシュマンラリー大会組織委員会

付表 1

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則
競技全般	競技中にクルーまたは車両を変更したとき	失格
	リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき	
	クルーのうち1名が競技から離脱した場合	
	著しく車体、保安部品または排気系を破損しており、オーガナイザーから競技の離脱を勧告されているにもかかわらず続行した場合	
	CPカードを改ざんした場合	
	クルーまたは関係者間で不正行為があった場合	
	サービスパーク以外の場所でクルー以外のものから車両の整備、修理を受けた場合、また燃料補給指定場所以外で燃料補給を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
	車両規則違反が発見されたとき	
	参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻または欠席したとき	
	CPカードに時刻が記入されていない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。
	競技中にクルー以外の第3者を競技車両に乗せた場合（負傷者を搬送する場合を除く）	
	定められたラリー行程から逸脱した場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	
	サービスパーク内で20km/hを超えて走行した場合、またはパーク内のものに不安や危険を与える走行をした場合	
	競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合	
	本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則11に基づく罰則の対象となると判断された場合	

車両検査	定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	スタートが認められない
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない（ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる）
	参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該車両の適格性について確認出来なかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。
C P	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格
	C Pの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。
	クルー側の原因でスタート時刻に遅れた場合	1分につき10点(分未満切り上げ) (但し、故意の場合は失格)
	C P開設時間を超えて遅着した場合	失格(ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、その場合、該当するクルーには速やかに通知される)
別途指示される再スタートC Pから秒計時C Pまでの区間	クルーまたは競技車両に起因して自己のスタートが遅れた場合	1分の遅れにつき60点(分未満切り上げ)
	再スタートの合図が出されてから20秒以内に再スタート出来ない場合	失格
	別途指示される再スタートC Pから秒計時C Pまでの区間を逆走した場合	失格
	オーガナイザーが定めた基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合（超過時間の算出は分単位(分未満切り上げ)とする）	失格(ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、その場合、該当するクルーには速やかに通知される)
	反則スタート(再スタート合図よりも先に車両が前進した場合)	最初の違反：10点 2回目の違反：60点 3回目の違反：180点 4回目以降の違反：競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
	指示された再スタート時刻または再スタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。

	クルーの過失により別途指示される再スタートCPから秒計時CPまでの区間のスタート/フィニッシュ時刻が記入出来ない場合	300点
	別途指示される再スタートCPから秒計時CPまでの区間において何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。
	別途指示される再スタートCPから秒計時CPまでの区間上での停車時に、負傷者がいないにも関わらずOKマークを後続車に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により罰金（場合によってはその他の罰則）が課されることがある
セクション	各セクションのいずれかの終了地点において遅着時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じて遅着時間が合計60分を超えた場合（これらの時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早着時間との差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って遅着時間の合計に早着時間は含まれない。）	失格（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、その場合、該当するクルーには速やかに通知される）